

富田林市は SDGs に取り組んでいます。



## 富田林市

### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度



### 【ガイドブック】



# もくじ

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2. 富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは・・・・ P 3
3. 宣誓することができる方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
4. 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
5. 宣誓に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
6. 宣誓書受領証について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
7. 再交付・変更・返還について・・・・・・・・・・・・ P 8
8. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9



富田林市では、「富田林市人権尊重のまちづくり条例」で掲げる「人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現」に向けて、市として取り組むべき人権行政の方向を示した「第2次富田林市人権行政推進基本計画」を2019年3月に策定しました。この計画の中で、LGBTQをはじめとする性的マイノリティの方へ取り組みとして、正しい理解と当事者が抱える課題の解決に向けて社会全体が取り組んでいかなければならないとしており、本市では、令和2年7月に、市民一人ひとりが多様な性のあり方を尊重し、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入しました。

そして、このたび、SDGsが掲げる「だれ一人取り残さない」という理念のもと、「パートナーシップ宣誓証明制度」の見直しを行い、新たに、SOGI（性的指向と性自認）に関わらずすべての人を対象とし、また多様な家族のあり方を尊重する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」として令和4年7月より始めることとしました。

市として、互いに人生を歩んでいくパートナーであると宣誓されたお二人の願いや、そのご家族一人ひとりの思いに寄り添うことは大切なことであると考えています。すべての市民の幸せを願い、これにより、すべての人が自分らしく輝ける、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しています。



この制度は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力、支え合っていくことを宣誓されたお二人の思いに加え、そのお二人や一方に子どもや親などがある場合、その関係についても市として認めるものです。

これによって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるわけではありませんが、この制度によって、すべての人が自分らしく、安心して暮らすことができるまちをめざしています。



### ■ 宣誓されるお二人について

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 成年に達していること
- ② いずれか一方が市民であること、又は市内への転入を予定していること
- ③ 他の人と法律上の婚姻関係にないこと
- ④ 他の人とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行っていないこと
- ⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。（但し、養子縁組によって近親者となった者を除く。）

### ■ 子ども、親などについて

- ① お二人又は一方に子どもや親などがいる場合、家族として届け出ることができます。

#### (※) 宣誓ができない続柄（近親者）





### ① 事前予約

- 宣誓したい日時までに事前に電話かメールにてご連絡ください。

日時の調整と必要書類の確認を行います。(P6 参照)

#### 〈受付〉

富田林市 人権・市民協働課 (月～金 9:00～17:30)

TEL : 0721-25-1000 FAX : 0721-25-9037

MAIL : jinken@city.tondabayashi.lg.jp

### ② パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- 予約した日時に宣誓されるお二人でお越しください。

ご持参いただいた必要書類を提出し、宣誓書に署名していただきます。

※郵送での提出も可能です。

※家族として届け出る子どもや親などは必ずお越しいただくなくても結構です。

### ③ 宣誓書受領証の交付

- 要件を満たしている場合、即日交付します。

※必要書類の確認から交付まで少し時間がかかります。

※書類等に不備があった場合、即日交付できないことがあります。

※郵送での交付も可能です。



### ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

---

- ・宣誓日に窓口で記入していただくか、ホームページからダウンロードできます。
- ・宣誓書に自署することができない場合は、他の人に代筆してもらうことができます。

### ② 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

---

- ・本籍地及び続柄の記載は不要です。
- ・同一世帯の場合は、お二人の記載のあるものを1通のみで構いません。
- ・市内に住所を有していないときは、いずれか一方の方が市内への転入を予定していることが分かる資料が必要です。

### ③ 独身であることを証明する書類（3か月以内に発行されたもの）

---

- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書をお持ちください。  
※戸籍抄本、独身証明書は本籍地でしか発行できません。
- ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に、日本語の翻訳（訳者を明らかにしてください）を添えて提出してください。

### ④ 本人確認ができるもの

---

- ・マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等で、本人の顔写真が貼付されたもの。（有効期限内のものに限る。）

### ⑤ 通称名が確認できるもの（※通称名を希望される方のみ）

---

- ・通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証・学生証など）が必要です。

### ⑥ その他

---

- ・宣誓書受領証に、家族として子どもや親などの名前の記載を希望する場合、その方の名前や生年月日、関係性等が確認できる書類が必要です。



【A4タイプ】(1部)と【カードタイプ】(お二人それぞれ)を交付します。  
カード(54 mm×85 mm)は免許証等と同じサイズで、2種類からお選びいただけます。

## A4サイズ

富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

〇〇 〇〇 様    △△ △△ 様

(ファミリー)  
◆◆ ◆◆ 様    ★★ ★★ 様

「富田林市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱」に基づき、「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」をされたことを証します。

富田林市は、市民一人ひとりが、あらゆる多様な課題を「困難もが自分らしく暮らすことができる未来」を創りだしています。

これからの人生を、パートナー又はファミリーとして互いに協力し、支え合って歩まれ、富田林市でいきいきと活躍されることを期待しています。

年 月 日

富田林市長 吉村 善美 印

## カード

富田林市  
パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓書受領証

富田林市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日 印

富田林市長

 niijiirou bouquet


富田林市  
パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓書受領証

富田林市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日 印

富田林市長

 とっぴー

(裏面)

【特記事項】  
(ファミリー)

【緊急連絡先】

## この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、お互いを人生のパートナー又はファミリーとして日常生活において協力し、支え合うことを宣誓されたことを富田林市として証するものです。  
提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。



## ■ 宣誓書受領証の記載内容の変更、紛失・毀損等した場合（再交付）

・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の記載内容に変更があった場合、また紛失、毀損、汚損、その他、特別な事情がある場合は再交付します。

【必要なもの】

- ① 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書」
- ② 本人確認ができるもの（紛失の場合など）

※再交付は宣誓書が保存されている期間内（30年間）となります。

## ■ 宣誓書の内容が変わった場合（変更）

・宣誓者の氏名や住所、子どもや親等に関する記載など宣誓書の内容に変更がある場合は届出をしてください。

【必要なもの】

- ① 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届」
- ② 変更となった事実が確認できる書類
- ③ 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」

・変更によって宣誓書受領証の再交付が必要となる場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。（上記）

## ■ 宣誓書受領証の返還

・次の場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届」に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」を添えて届出をしてください。（やむを得ない場合を除く）

- ① 双方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- ② 一方が死亡したとき
- ③ 双方が市外へ転出したとき
- ④ 配偶者や他者とパートナーシップ・ファミリーシップ関係を有したとき
- ⑤ 要件に該当していなかったことが判明したとき



**Q. 婚姻制度とどう違いますか？**

A. 婚姻では民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生しますが、本制度は要綱に基づいて実施するため法的効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

**Q. 法的な効力がないのにどうして証明をするのですか？**

A. この制度は、婚姻や家族関係に準ずる生活を送ることを宣誓されたお二人のパートナーシップや、お子さんなどとのファミリーシップの関係を市として尊重するもので、すべての人が自分らしく輝き、多様性を認め合う共生社会をめざしています。

**Q. 宣誓書受領証はどのように利用するのですか？**

A. 市営住宅の入居資格や富田林病院において家族と同様の対応をしていただけます。その他、民間事業者の中には、婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるサービスがあります。今後、市で利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民のみなさまに対して宣誓書受領証への理解について周知していきます。

**Q. 交付された宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか？**

A. 使用できません。パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあると宣誓されたことを証明するものです。

**Q. 大阪府で実施しているパートナーシップ制度との違いはありますか？**

A. 本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、すべての人を対象とするもので、二人のパートナーシップ関係に加え、子どもや親などとのファミリーシップ関係にあることについても認めるものです。

**Q. すでに大阪府のパートナーシップ証明書を持っていますが、市の制度を利用するためには、富田林市で宣誓し直す必要がありますか？**

A. 宣誓し直す必要はありません。大阪府の宣誓証明書でも、本市の宣誓書証明証と同様のサービスが利用できます。ただし、子どもや親等とのファミリーシップ関係については本市で宣誓する必要があります。

**Q. 宣誓に際して、プライバシーが守られますか？**

A. 個室で対応するなどプライバシーに配慮いたします。また、提出された書類は厳重に保管します。

**Q. 費用はかかりますか？**

---

A. 費用は無料です。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の手数料等は自己負担となります。

**Q. パートナーと同居していないと宣誓できませんか？**

---

A. 必ずしも同居している必要はありません。宣誓されるいずれかお一人が富田林市民または富田林市に転入予定であれば宣誓をすることができます。

**Q. パートナーと養子縁組をしていると宣誓できませんか？**

---

A. 宣誓者同士が養子縁組の関係にある場合でも宣言をすることができます。（但し、養子縁組する前の関係が近親者である場合は除く）

**Q. 通称名を使用できますか？**

---

A. 性別違和など特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証・学生証など）をご持参ください。なお、宣誓書受領証の裏面には戸籍上の氏名を記載します。

**Q. 宣誓や宣誓書受領証の交付は、土・日でも受け付けてもらえますか？**

---

A. 原則、平日での受け付けとなりますが、仕事などのご都合で土・日となる場合はご相談ください。

**Q. 代理や郵送での手続きはできますか？**

---

A. 宣誓に必要な書類は郵送でも提出することができます。宣誓書受領証を交付する際は、原則、宣誓者ご本人がお越しいただくこととなりますが、郵送で受け取る場合はご相談ください。なお、ご本人であればお一人でも受け取ることが可能です。

**Q. 宣誓書受領証はすぐに交付されますか？**

---

A. 提出された書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、受付から交付までに約1時間程度を要しますので、あらかじめご了承ください。

**富田林市**  
**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度**  
**ガイドブック**

令和4年7月発行

富田林市 市民人権部 人権・市民協働課  
〒584-8511 富田林市常盤町1番1号  
TEL : 0721-25-1000 FAX : 0721-25-9037  
MAIL : [jinken@city.tondabayashi.lg.jp](mailto:jinken@city.tondabayashi.lg.jp)